



令和8年2月18日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 需要家の誤解を招く電気料金シミュレーションや料金説明について 【注意喚起】

### (概要)

複数の小売電気事業者のホームページ上で、需要家の誤解を招く、不適切な電気料金シミュレーションや料金説明が掲載されていることが明らかになったため、当該事業者に対し是正を求める指導を実施しました。

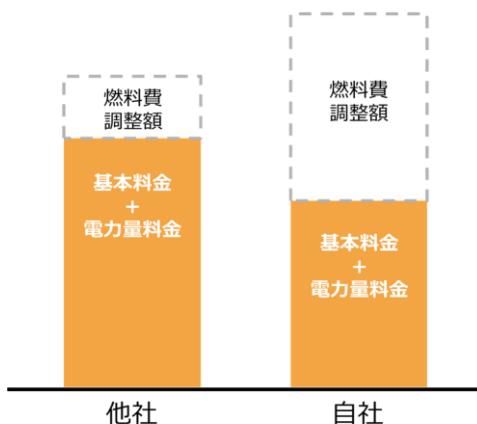
今般、ホームページでの電気料金シミュレーションや料金説明について、不適切な表示をしている小売電気事業者を確認いたしましたので、以下のような電気料金シミュレーションや料金説明は問題となり得ることについて注意喚起をいたします。

これらはいずれも、料金等に関する説明義務(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の13第1項)や、需要家の誤解を招く情報提供(電力の小売営業に関する指針(令和7年3月31日最終改定)1(1)ア ii))との関係で問題となり得ます。

### (1) 比較対象の会社との比較条件が不適切である

(例)実際の電気料金における燃料費調整額の計算方法が比較対象の電力会社と異なるにもかかわらず、シミュレーション後の比較結果に燃料費調整額やその違いが考慮されておらず、自社の料金が実際よりも有利に見えるように表示している。なお、そのような場合には、燃料費調整額を含まない比較である旨が記載されていたとしても、需要家の誤解を招くおそれがあると考えられる。

### (イメージ)



(2) 比較対象の会社との比較条件が不明である

(例)他の電力会社より電気料金が安くなることを訴求しているが、どのような試算条件に基づいているのかが記載されていない。例えば、どの程度電気を使用することを前提として算出しているのか（市場連動型プランの場合には、平日・休日、昼間・夜間の使用といった試算条件を含む。）、単価はいつの実績値を使用しているのか、どの会社のどのプランと比較しているのか等が記載されていない。

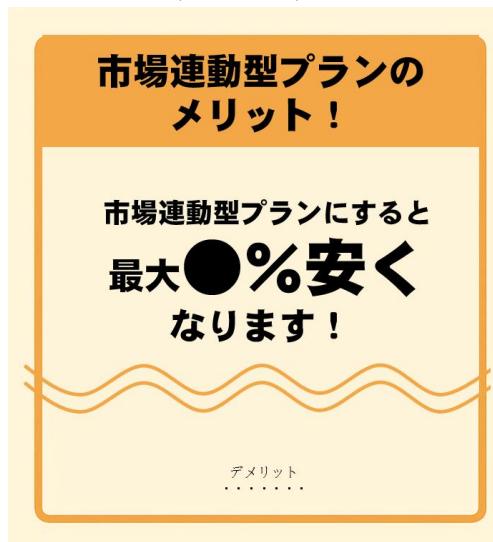
(イメージ)



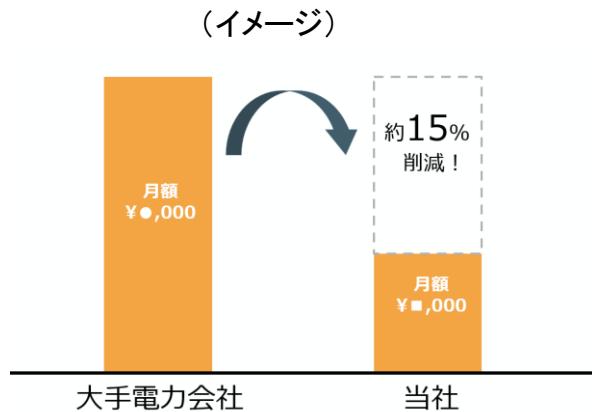
(3) メリットだけが強調されている又はメリットが誇張されている

(例1)料金説明において、市場連動プランに関するメリットばかりを強調し、デメリット（例：市場価格高騰時には高額になる）に関する説明が不足している、又は文字が小さいなど目立ちにくい記載方法となっている。

(イメージ)



(例2)他の電力会社より電気料金が安くなることを訴求する場合に、実際以上に安くなるように見えるグラフを掲載している。



(4) その他

- ・電気料金シミュレーション中に、燃料費調整額に上限がない旨の説明がない。
- ・掲載している情報(比較対象の電力会社のプラン内容・単価等)が古い。

など

小売電気事業者におかれましては、電気料金シミュレーション等の記載方法にくれぐれも御留意ください。

また、電気料金シミュレーション等を参照される消費者の皆様におかれましても、試算条件等についてはよく御確認の上、契約を締結するようにしてください。

【本件に関するお問い合わせ先】  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課長 栗谷  
担当者 宇野、三鍋、鳴田  
電話: 03-3501-1552